

# 7月 は「同和問題啓発強調月間」です

☎生涯学習課人権・同和教育係 ☎0943-32-0093

福岡県では毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、  
同和問題に対する正しい理解と認識を深め、解決するための啓発を行っています。

## 「ふるさと」

“ふるさとをかくすこと”を  
父は

けもののような鋭さで覚えた

ふるさとをあばかれ

ふたたびかえらぬ友がいた

ふるさとを告白し

許婚者<sup>いいなすけ</sup>に去られた友がいた

わが子よ

おまえには

胸張ってふるさとを名のらせたい

瞳をあげ何のためらいもなく

“これが私のふるさとです”と

名のらせたい

詩集「ふるさと」より

丸岡忠雄・作



ふるさとは、自分  
自身が生まれ育った  
大切な場所です。し  
かし、「これが私のふ  
るさです」と胸を  
張って語りたくても  
語ることができない  
人たちがいます。ふ  
るさとを思うとき、  
心に痛みを伴う人が  
います。

その痛みがどれほ  
どのものなのか想像  
してみましよう。心  
の痛みを想像し、自  
分自身と重ね合わせ  
ることで、自分にで  
きることとは何かが見  
えてくるのではない  
でしょうか。

## 同和問題の解決に向けて 約 150 年の歩み

明治

- 明治 4 年「太政官布告（解放令）」

大正

- 大正 11 年 全国水平社創立「水平社宣言」
- 大正 12 年 全筑後水平社創立

昭和

- 昭和 40 年「同和对策審議会答申」
- 昭和 44 年「同和对策事業特別措置法」
- 昭和 57 年「地域改善対策特別措置法」

平成

- 平成 12 年  
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」
- 平成 28 年「人権三法」  
・障害者差別解消法 ・ヘイトスピーチ解消法  
・部落差別解消法

令和

- 令和 7 年  
「同和对策審議会答申」から 60 年

7月 は同和問題啓発強調月間

根強く残る差別意識

福岡県では、毎年7月を「同  
和問題啓発強調月間」と定  
め、日本固有の人権問題であ  
る「同和問題」についての啓  
発を行っています。期間中は、  
さまざまな啓発行事が行われ  
たり、ラジオやテレビで関連  
番組が配信されたりします。

一部の人々が被差別部落出身  
というだけで差別を受け、経  
済的・社会的・文化的に厳し  
い状態を強いられています。  
江戸時代は身分制により、  
職業や住まい、結婚などが制  
限されていました。明治4年  
の解放令で制度上の身分差別  
はなくなりましたが、実体的・  
心理的差別は残り、150  
年以上がたった今日でも差別  
が残っています。

## 誰もがふるさとを名のれる社会を目指して ～ 同和対策審議会答申から 60 年の節目に同和問題を考える ～

### 明日へつなごう！みんなの笑顔を



▲令和 6 年度 広川町人権ポスター  
下広川小学校 2 年生（現 3 年生） 田中希明佳さん

#### 同和対策審議会答申

昭和 40 年（1965 年）

同和問題を未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ

くに せきむ  
**国の責務**

こくみんてき かだい  
**国民的課題**

同和対策審議会答申から 60 年

私たちが抱える大きな課題

昭和 40 年、内閣府の前身である総理府の附属機関「同和対策審議会」が、総理大臣からの諮問に基づき、同和対策審議会答申を提出しました。

これは、同和問題の解決に向けて、政府が国策として取り組むことを確認した重要な文章です。同和問題は人間の自由と平等に関する問題であることを明記しています。

今年は、この同和対策審議会答申が提出されてから 60 年の節目の年です。

同和対策審議会答申の前文では、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題」であることを記しており、差別は被害者側の問題ではなく、差別する側の問題であることを基本的な視点で示しています。

同和問題の早急な解決は国の責務であるのみならず、国民全体の大きな課題です。

誰もが胸を張ってふるさとを名のれる社会を目指して

昭和 44 年に同和対策事業特別措置法が制定されましたが、10 年間の期限とする時限立法でした。そこから数回にわたる改正と延長の末、平成 14 年に廃止されましたが、同和問題が解決したわけではありません。格差や差別意識は依然として存在しています。同和問題の解決には、引き続き継続的な取り組みが必要です。

### なるほど人権セミナー

広川町では 7 月に「人権セミナー」を開催しています。人権・同和問題について一緒に学びませんか。

【第 1 回】7 月 10 日(木)

内容：「誇りをもって生きる」

講師：宮内 礼治さん（鹿児島県 宮丸太鼓店 店主）

【第 2 回】7 月 16 日(木)

内容：「されど、われらが同和教育」

講師：城野 俊行さん（部落解放同盟 大牟田支部長）

【時間】 19:00 ～ 20:30

【場所】 保健・福祉センター「はなやぎの里」  
3 階多目的ホール

【対象】 どなたでも参加できます。

【定員】 各 60 人程度

### 同和問題啓発強調月間講演会

内容：「差別の現実に学ぶ～世代と地域を越えて～」

講師：前田 隆夫さん（西日本新聞社 論説委員）

【日時】 7 月 19 日(土)、13:30 ～（12:30 開場）

【場所】 クローバープラザアリーナ棟 2 階大ホール

問 生涯学習課人権・同和教育係 ☎ 0943-32-0093